

## 宮城県不妊検査費助成事業

宮城県では不妊検査費用の一部を助成する制度があります。(令和4年11月開始)

**【対象となる方】** \*下記1~4 すべてに該当する方が対象です。

- 1 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
- 2 検査開始日の妻の年齢が43歳未満  
(検査開始日とは夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします)
- 3 夫婦ともに検査を受けている
- 4 申請日時時点で宮城県内に3ヶ月以上住所を有する(夫婦どちらかでも可)

**【助成対象となる検査】**

- ・ **医師が必要と認める不妊検査**
  - \* 令和4年4月1日以降に受けた検査が対象(検査開始日から原則1年以内)
  - \* 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象
  - \* 当院で受けられる“こうのとりのチェック”も対象です。

**【助成額】**

- ・ **夫婦1組につき上限2万円**  
\* 助成回数は1組の夫婦につき1回限りです。

**【申請期限】**

- ・ 「検査終了日」又は「検査開始日から1年を経過した日のどちらか早い日」が属する年度の末日(3月31日)

**【申請書類の申込方法】**

- ・ 申請には医療機関からの **受診等証明書**が必要となります。ご希望される方は4F受付スタッフへお申し出下さい。
- ・ その他の申請書類については宮城県発行リーフレットに掲載されています。ご希望の方は受付スタッフへお声掛け下さい。

\*なお、詳細につきましては宮城県のホームページをご覧ください。